

8 支給申請書等の記載例及び通知例について

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

1「個人番号」

・個人番号（マイナンバー）を記入してください。

2「被保険者番号」

・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

3「資格取得年月日」

・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

4「事業所番号」

・当該事業所の事業所番号を記入してください。

様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 15300

1. 個人番号 123456789012

2. 被保険者番号 4800-123456-1

3. 資格取得年月日 3-632040 (昭和4平成)

4. 被保険者氏名 給付 太郎 フリガナ (カタカナ) キョウフ タロウ

5. 事業所番号 4900-000171-0

6. 給付金の種類 1 (基本給付金)

7. 支給対象年月その1 5-0605 8. 7欄の支給対象年月に支払われた賃金額 233333 9. 賃金の減額があった日数 0

10. みなし賃金額

11. 支給対象年月その2 5-0606 12. 11欄の支給対象年月に支払われた賃金額 203333 13. 賃金の減額があった日数 2

14. みなし賃金額

15. 支給対象年月その3 5-0607 16. 15欄の支給対象年月に支払われた賃金額 203333 17. 賃金の減額があった日数 2

18. みなし賃金額

19. 賃金月額 (区分一日額は総額) 60歳到達時等賃金登録欄 20. 登録区分 21. 受給資格 22. 定年等修正賃金登録年月日

23. 受給資格確認年月日 24. 支給申請月 25. 次回（初回）支給申請年月日 26. 支払区分

27. 金融機関・店舗コード 口座番号 28. 未支給区分

その他賃金に関する特記事項

29. 通勤手当3ヶ月分10,000円 (5月31日払) 30. 6/3、6/16欠勤 皆勤手当10,000円 欠勤控除20,000円 計30,000円減額 31.

上記の記載事実と誤りのないことを証明します。 株式会社雇用保険 事業所名 (所在地・電話番号) 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111 令和 6年 7月 13日 事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役社長 雇用太郎

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。 株式会社 雇用保険 代表取締役社長 雇用太郎

雇用保険法施行規則第101条の5及び第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。 住所 鎌倉市東芝町5-9 申請者氏名 給付 太郎

32. フリガナ テキヨウチウフシシヨウキンコ イイダバシ 金融機関コード 本店 2962 店舗コード 297

名称 適用給付信用金庫 飯田橋 銀行等 (ゆうちょ銀行以外) 口座番号 (普通) 6543210

ゆうちょ銀行 記号番号 (総合) -

賃金締切日 日 賃金支払日 (当月・翌月) 日 賃金形 賃金月給 (日給) 時間給 日 資格確認の可否 可・否

備考 所定労働日数 7日 月 11日 賃金形 賃金月給 (日給) 時間給 日 資格確認の可否 可・否

通勤手当 (毎月・6か月・6か月) 無 賃金形 賃金月給 (日給) 時間給 日 資格確認の可否 可・否

社会保険 労務士 記載欄 氏名 電話番号 所長 次長 課長 係長 係 操作者

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記載事実と誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

被保険者本人が氏名を記載してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。

「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入し、通帳、キャッシュカード（写可）を添えて提出してください。

※最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、コンピュータに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その1）

⑥「60歳に達した日等の年月日」

- ・被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満たした日を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記載事実誤りにないことを証明してください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- ・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P40に準じた取り扱いをお願いいたします。）

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

※被保険者期間が5年以上あることが明らかである場合記入を省略しても結構です。

⑩「賃金支払対象期間」

- ・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- ・賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の賃金支払対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P40に準じた取り扱いをお願いいたします。）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

① 被保険者番号	4 8 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 1 ③	フリガナ
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 0 1 1 - 0	60歳に達した者の氏名
④ 名称	株式会社 雇用保険	
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2	
電話番号	086-241-3222	
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成 △ 年 10 月 17 日	(令和)
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。		
住所	東京都千代田区霞が関1-2-2	
事業主氏名	氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎	
60歳に達した日等以前の		
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間
60歳に達した日等の翌日	⑩の基礎日数	⑩の基礎日数
9月18日～10月18日	20日	10月1日～60歳に達した日等
8月18日～9月17日	19日	9月1日～9月30日
7月18日～8月17日	20日	8月1日～8月31日
6月18日～7月17日	19日	7月1日～7月31日
5月18日～6月17日	21日	6月1日～6月30日
4月18日～5月17日	18日	5月1日～5月31日
月 日～月 日	日	4月1日～4月30日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
⑪ 賃金に関する特記事項		
※公共職業安定所記載欄		

(注)

本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもまた、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事実を確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行・事業代理者の表示	氏 名	電 話 番

等賃金証明書(安定所提出用)

キユーフ タロウ	
名 給 付 太 郎	
⑤ 60歳に達した者の	〒288-0043 銚子市東芝町5-9
住所又は居所	電話番号(0479) 22-7406
⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和△年10月18日 平成

賃金支払状況等

賃 金 額			備 考
①	②	計	
125,000	0		
205,000	0		
220,000	0		
213,500	0		
218,700	0		
229,420	0		
204,200	0		

六十歳到達時等賃金証明書受理

年 月 日

(受理番号 番)

本書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
※業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について(電子)署名に代えることができます。

号	※	所長	次長	課長	係長	係

⑨、⑩、⑪欄の記載について

・「基礎日数」とは、⑨欄の場合は⑧欄の、⑩欄の場合は⑩欄の期間において賃金支払の対象となった日数のことです。

日数の数え方は賃金形態によって異なります。

① 1日や1時間あたりの単価が決まっていて、就労した日数や時間に応じて賃金が支払われる、いわゆる「日給制」や「時間給制」の場合、賃金額は⑧欄に記入します。



各期間の出勤日数(有給休暇も含みます)を記載します

② 1か月の賃金が決まっていて、欠勤しても減額が行われない、いわゆる「完全月給制」の場合、賃金額は①欄に記入します。



各期間の暦日数(30、31日等)を記載します

③ 1か月の賃金が決まっていて、欠勤すると欠勤数に応じて減額が行われる等、いわゆる「日給月給制」の場合、賃金額は①欄に記入します。1日あたりの減額の額の算定の方法の例は以下になります。

③-1 欠勤1日について、

「基本給」× $\frac{1}{\text{暦日数(30または31日)}}$ を減額する場合



各期間の暦日数(30、31日等)-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

③-2 欠勤1日について、

「基本給」× $\frac{1}{\text{各月又は1か月あたりの所定労働日数}}$ を減額する場合



各月又は1か月あたりの所定労働日数-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

※上の例以外の賃金形態の場合は、ハローワークの窓口までおたずねください。

⑬「備考」

・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
・賃金未払いがある場合
・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
・休業手当が支払われたことがある場合
・60歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑩欄の賃金支払基礎日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
・該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その2）

⑥「60歳に達した日等の年月日」

- 被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満たした日を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記載事実と誤りのないことを証明してください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- 「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- 原則、60歳に達した日等から遡って1年間に於いて、賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
 - 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。
- ※被保険者期間が5年以上あることが明らかである場合記入を省略しても結構です。

⑩「賃金支払対象期間」

- 最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- 賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の賃金支払対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等

① 被保険者番号	4 9 0 0 - 1 0 2 0 4 7 - 1	③ フリガナ	
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 4 7 - 1	60歳に達した者の氏名	
④ 名称	株式会社 雇用保険 那覇支店		
事業所 所在地	那覇市おもろまち1-3-25		
電話番号	098-866-8609		
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成 令和	△ 年	1 月 31 日
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			
住所 東京都千代田区霞が関1-2-2			
事業主 氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎			
60歳に達した日等以前の			
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数
60歳に達した日等の翌日	2月1日	60歳に達した日等	60歳に達した日等
1月1日～	31日	1月26日～	6日
12月1日～12月31日	31日	12月26日～1月25日	31日
11月1日～11月30日	30日	11月26日～12月25日	30日
10月1日～10月31日	31日	10月26日～11月25日	31日
9月1日～9月30日	30日	9月26日～10月25日	30日
8月1日～8月31日	31日	8月26日～9月25日	31日
月 日～月 日	日	7月26日～8月25日	31日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
⑬ 賃金に関する特記事項			
※公共職業安定所記載欄			

(注)

本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもまた、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事実を確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行・事業代理者の表示	氏 名	電 話 番

等賃金証明書(安定所提出用)

カンサツ タロウ				
名 監 察 太 郎				
⑤ 60歳に達した者の		〒 905-0021 住 所 又 は 居 所 名護市東江4-3-12		
⑦ 60歳に達した者の		⑧ 昭和 △ 年 12 月 21 日 生 年 月 日 平成		

賃 金 支 払 状 況 等			備 考
賃 金	額	計	
④	⑥	計	60,000 310,000 310,000 310,000 310,000 310,000 310,000
六十歳到達時等賃金証明書受理			
年 月 日			
(受理番号)			(番)

書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
※業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容についての（電子）署名に代えることができます。

号	※	所長	次長	課長	係長	係

⑨、⑩、⑪欄の記載について

・「基礎日数」とは、⑨欄の場合は⑧欄の、⑩欄の場合は⑩欄の期間において賃金支払の対象となった日数のことです。

日数の数え方は賃金形態によって異なります。

① 1日や1時間あたりの単価が決まっていて、就労した日数や時間に応じて賃金が支払われる、いわゆる「日給制」や「時間給制」の場合、賃金額は⑧欄に記入します。



各期間の出勤日数(有給休暇も含みます)を記載します

② 1か月の賃金が決まっていて、欠勤しても減額が行われない、いわゆる「完全月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。



各期間の暦日数(30、31日等)を記載します

③ 1か月の賃金が決まっていて、欠勤すると欠勤数に応じて減額が行われる等、いわゆる「日給月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。1日あたりの減額の額の算定の方法の例は以下になります。

③-1 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{暦日数(30または31日)}} \text{を減額する場合}$$



各期間の暦日数(30、31日等)-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

③-2 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{各月又は1か月あたりの所定労働日数}} \text{を減額する場合}$$



各月又は1か月あたりの所定労働日数-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

※上の例以外の賃金形態の場合は、ハローワークの窓口までおたずねください。

⑬「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
 - ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・60歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑩欄の賃金支払基礎日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書
高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
高年齢雇用継続給付支給決定通知書

「次回支給申請期間」

・支給申請期限に遅れると受給できなくなりますので注意してください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	4900-000147-1	事業所名称略称	カブシキガイシャ コヨウケン ナビテン	資格取得年月日
被保険者番号	4900-102047-1	氏名	カンザウ ケニオ	210201
支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日
奇数月型	1	0603-0604	060501-060531	

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号
交付 令和5年3月10日

公共職業安定所長

＜キリトリ＞
高年齢雇用継続給付受給資格確認／否認申請書
高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知書（被保険者通知用）
高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書

被保険者番号	4900-102047-1	氏名	カンザウ ケニオ	性別	男	生年月日	3-390302	受給資格確認年月日	060307
資格取得年月日	210201	事業所番号	4900-000147-1	支給期間	0603-1003	賃金月額	310,000	賃金月額の75%（支給限度額）	232,500
支給方法		支払方法							
通知内容	先般、提出されました受給資格確認票の書類を審査したところ、受給資格を下記の通り確認することとなりましたので通知します。 1、給付金の種類 高年齢雇用継続基本給付金 2、受給資格の要件に該当した日 令和6年3月1日（60歳） 3、初回支給対象月 令和6年3月・令和6年4月 4、初回支給申請月 令和6年5月1日～令和6年5月31日								

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号
交付 年 月 日

公共職業安定所長

「賃金月額の75%（支給限度額）」

・各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

「支払方法」

・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

①受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

②被保険者期間が通算して5年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入例

1「被保険者番号」～「支給申請月」

- ・ 受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、2回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡しします。

3、7、11「支給対象年月」

- ・支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

4、8、12「3 欄の支給対象年月
に支払われた賃金額」

- ・ 3、7、11 欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。
- なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々 18、19、20 欄（申請書裏面）にその額と名称を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、
事業主氏名」

- ・記載事実に誤りのないことを
証明してください。

「申請者氏名」

- ・被保険者本人が氏名を記載してください。
- ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合申請者氏名欄には「申請について同意済み」と記載してください。

5、9、13「賃金の減額のあった日数」

- ・3、7、11 欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。
- この場合、3、7、11 欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々18、19、20 欄（申請書裏面）に記入してください。

様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第1版)

高齢年齢雇用継続給付支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

※ なるべく訂正し直さないようにし、やむをえない場合には訂正用紙(別紙マーク)の所定の訂正用紙に訂正してください。

1. 被保険者番号
559-5590XX-1

2. 資格取得年月日
4-060601

要件該当日
040312

支給対象年月
0605 0606

支給申請月
令和 060701 060731

前回の受理年月日
金貨月額の7.5% (旧8.5%)
金貨月額の6.1% (旧6.4%)
N

3. 被保険者氏名
労働 太郎

フリガナ (カタカナ)
ロウドウ タロウ

4. 金支払状況
0 5 0 5 2 0 0 0 0 0

5. 4欄の支給対象年月に支払われた金貨額
2 0 0 0 0 0 円

6. 金貨の減額の日数
日

7. みなし金貨額
円

8. 支給対象年月その2
5 - 0 6 0 6 円

9. 8欄の支給対象年月に支払われた金貨額
1 8 0 0 0 0 円

10. 金貨の減額の日数
2 日

11. みなし金貨額
円

12. 支給対象年月その3
円

13. 12欄の支給対象年月に支払われた金貨額
円

14. 金貨の減額の日数
日

15. みなし金貨額
円

※ 16. 未支給区分
空欄 未支給以外 1 未支給

17. 出力区分
即時出力の場合は「1」を入力

18. 次回支給申請年月日
平成 5 令和

その他賞金に関する特記事項

20. 2日欠勤、20,000円減額

21.

2020. 3

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。
 令和 6 年 7 月 10 日

事業所名（所在地・電話番号）
 事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高齢雇用継続給付の支給を申請します。
 令和 6 年 7 月 10 日

飯田橋 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 雇用 太郎

社会保険 労務士 記載欄	受給年月日・受給代行者・事務代理者の住所	氏 名	電 話 番 号

※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者

備 考	賃金締切日 月 日 賃金支払日 月 日 翌月 翌月 20 日
	賃金形態 月給・日給・時間給・ 所定労働日数 4 曜 日 8 曜 日 12 曜 日
	通勤手当 当有（毎月・3か月・6か月・） 無

裏面にあります

「備考」(申請書裏面)

- ・備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。
- 前事業所を離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記入してもらってください。
- 出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額を記入してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2 申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

様式第16号

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申請者	氏名	継続 和隆		生年月日	大正昭和平成 37年 1月 13日	性別	男・女
	住所又は居所	〒404-0042 甲州市塩山上於曾177-1 (電話 0553-33-8609)					
2 申請する延長の種類	受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付						
3 離職年月日	令和 6年 3月 31日	4 被保険者となった年月日	昭和平成 55年 4月 1日				
5 被保険者番号	1960-123456-7						
6 支給番号							
7 この申請書を提出する理由	☒ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ☒ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため 具体的理由 病気による入院のため						
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間又は求職の申込みをしないことを希望する期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月 31日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
※ 延長後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日						
9 7.のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	胃潰瘍		診療機関の名称・診療担当者	厚生労働医院 院長 厚生一久		
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 6年 5月12日 申請者氏名 継続 和隆 塩山 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長							
備考	離職票交付安定所名						
	離職票交付年月日						
	離職票交付番号						

※

所 属 長		次 長		課 長		係 長		係		操 作 者	
-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---	--	-------------	--

(55) 2011.4

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 60歳到達日とは？

私は、今年の10月12日に60歳の誕生日を迎えます。60歳到達日とは、60歳の誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は？

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。（雇用保険法第61条の2第4項）

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は？

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険（基本手当等）を受給した場合であっても、所定給付日数を100日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は？

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険（基本手当等）を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険（基本手当等）を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日（＝資格喪失届の離職年月日）とB社での就職日（＝資格取得届の被保険者となった年月日）の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 被保険者であった期間の通算は？

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました。この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して1年後の応答日まで被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は？

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在60万円の賃金を支払っているのですが、60万円の賃金登録が行われるということで間違いないのでしょうか。

A 賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額が486,300円（令和5年8月1日現在）を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は？

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60歳～65歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、ハローワークの窓口へ必ず申し出てください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q みなし賃金は？

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額のあった日数」（支給申請書 6, 10, 14 欄）とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか。それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は？

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額のあった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は？

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払われた賃金額で判断します。

Q 60 歳時における賃金登録は？

当社では、60 歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。

このような場合でも、60 歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成 16 年 1 月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。

しかしながら、60 歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。

また、このような場合には、60 歳到達時点の事業主の皆様に対して、60 歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が 60 歳となった時点において、できるかぎり登録手続きをお願いいたします。

また、60 歳登録手続きを事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給支援に係る事務処理が円滑になされる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手續のご協力をお願いいたします。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は？
高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給対象となります。

Q 申請手続き先は？
自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークとが異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続きを行えばよいのでしょうか。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続きは、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手続きについては、本人の住所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Q 課税は？
高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？

A されません。（雇用保険法第12条）

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率	賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%	67.5%	7.26%
74.5%	0.44%	67.0%	7.80%
74.0%	0.88%	66.5%	8.35%
73.5%	1.33%	66.0%	8.91%
73.0%	1.79%	65.5%	9.48%
72.5%	2.25%	65.0%	10.05%
72.0%	2.72%	64.5%	10.64%
71.5%	3.20%	64.0%	11.23%
71.0%	3.68%	63.5%	11.84%
70.5%	4.17%	63.0%	12.45%
70.0%	4.67%	62.5%	13.07%
69.5%	5.17%	62.0%	13.70%
69.0%	5.68%	61.5%	14.35%
68.5%	6.20%	61%以下	15.00%
68.0%	6.73%		

「支給額早見表」 (令和5年8月1日現在) 支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額 (賃金日額×30日分)							
	486,300 円以上	45万	40万	35万	30万	25万	20万	15万
36万	3,096	0	0	0	0	0	0	0
35万	9,625	0	0	0	0	0	0	0
34万	16,150	0	0	0	0	0	0	0
33万	22,704	4,917	0	0	0	0	0	0
32万	29,248	11,456	0	0	0	0	0	0
31万	35,743	17,980	0	0	0	0	0	0
30万	42,300	24,510	0	0	0	0	0	0
29万	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0	0
28万	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0	0
27万	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0	0
26万	39,000	39,000	26,130	0	0	0	0	0
25万	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0	0
24万	36,000	36,000	36,000	14,688	0	0	0	0
23万	34,500	34,500	34,500	21,229	0	0	0	0
22万	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0	0
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0	0
20万	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0	0
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0	0
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0	0
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0	0
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0	0